

# 特定調達品目の追加等の概要(案)に対する主な意見の概要及びそれに対する考え方

## 1. 品目及び基準(案)についての意見

主な意見の概要	概要	考え方	件数
窓付き封筒	・ 古紙リサイクルの観点から禁忌品となっていないグラシン紙が排除されないよう、グラシン紙の使用についても判断の基準に定めるべき	・ 窓部分に関する判断の基準は、プラスチック製フィルムを使用する場合のみについて適用するものです。紙を使用する場合については、封筒本体が古紙配合率40%以上であることのみが条件となり、窓部分にグラシン紙を使用するものを排除するものではありません。なお、誤解のないよう、表現の適正化を図ります	6
文具類全般	・ 中間部品、補充用、交換用の商品は、特定調達品目の対象ではないことを備考に明記して欲しい	・ 対象となる補充用の製品については、基本方針において明記しています。	1
自動車	・ LPガス車について、改造車、重量車も特定調達品目の対象とされたい	・ 製品の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします	8
制服・作業服等	・ 未利用繊維の定義にコットンリッターなどの未利用繊維を含めて欲しい	・ 原案はエコマークの定義と同じです。	1
防球ネット	・ 判断の基準に再生ポリエチレン樹脂を使用してもよいことを追加して欲しい	・ ご意見を考慮し、追加することとします。	1
公共工事			
低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	・ 揮発性有機溶剤の含有率5%以下とは、何に対する割合か、「製品の総質量に対する揮発性有機溶剤の質量割合」等と明確に示すべき	・ ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・ 重金属の溶出については、考慮しなくても良いのか	・ 判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	・ 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」の一般に分かりやすい名称として「下水汚泥コンポスト」という表現を追加すべき	・ 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」の表記を「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)」と変更します。	6
	・ 「アルカリ分(現物)15%以下」を「アルカリ分(乾物)25%以下」に変更すべき	・ アルカリ分(石灰全量)については、肥料取締法に基づき現物で15%以上含有する場合は、その含有量を現物で表示されています(平成12年1月27日付け農林水産省告示第96号)。	5
	・ 「アルカリ分(現物)15%以下」を削除、又は肥料取締法と同様に「アルカリ分(現物)15%以上の場合、その含有量を表示したものであること」とすべき	判断の基準についても、既に表示されている値をそのまま利用できるような現物換算で定めることとします。	1
	・ 酸度の矯正を目的に調達する場合は、アルカリ分の基準は適用しないこととすべき	なお、当資材については、土壌の酸度を矯正する目的で使用されることもあることから、次のとおり改正します。	4
	・ 土壌改良資材として調達する場合は、アルカリ分の基準は適用しないこととすべき		3
	・ 土壌改良資材として調達する場合は、ウーケの基準は適用しないこととすべき	【改正後】アルカリ分(現物)15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)	1
	・ 「アルカリ分(現物)15%以下」を「アルカリ分(現物)10%以下」に変更すべき		1
	・ 「窒素全量[N](現物)0.8%以上」を「窒素全量[N](乾物)1.5%以上」に変更すべき	・ 当資材の窒素、りん酸等の肥料成分量については、肥料取締法に基づき現物で表示されています(平成12年1月27日農林水産省告示第96号)。	1
	・ 「りん酸全量[P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ](現物)1.0%以上」を「りん酸全量[P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ](乾物)2.0%以上」に変更すべき	判断の基準についても、既に表示されている値をそのまま利用できるような現物換算で定めることとします。	1
	・ 「水分50%以下」を「40%未満」に変更すべき	・ JA推奨基準に準拠し、50%以下としている	1
・ 下水汚泥の使用量を規定すべき	・ 個別の商品における下水汚泥の使用割合に関わらず、下水汚泥を用いることによる環境負荷低減効果に着目しています。	4	
	・ 発酵で肥料が生産されているかの確認が必要	・ 当資材の生産工程については、肥料取締法に基づく肥料登録により確認されています。	1

主な意見の概要 分類	概要	考え方	件数
	・ 年2回以上品質内容の分析を行うべき	・ 判断の基準は環境負荷低減の観点から満たすべき要件を定めるものであり、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです。	5
	・ 堆肥の熟成度合の判断の基準としてC/N比以外も採用すべき（全農推奨型のHPLC（高速液体クロマトグラフィー）など）	・ 判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・ 年1回以上植害試験を行うべき	・ 判断の基準は環境負荷低減の観点から満たすべき要件を定めるものであり、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです。	1
	・ 工事現場等での製品袋の処理が困難であり、環境負荷低減のため搬出・搬入形態（袋を使用しない、ダンプロックでの輸送等）、検量方法の改善をすべ	・ 判断の基準は資材について定めるものであり、製品袋等については、本基準の対象ではありません。	1
	・ 副資材（籾殻、おがくず等）混入の製品は、未発酵品が多いので、原料のほとんどが有機汚泥の製品とすべき。	・ 個別の商品における下水汚泥の使用割合に関わらず、下水汚泥を用いることによる環境負荷低減効果に着目しています。	1
氷蓄熱式空調機器	・ 日量蓄熱利用冷房効率については、統一的な基準がないため、これを判断の基準として定めることは不適切である	・ 氷蓄熱式空調機器の判断の基準は、氷蓄熱式空調機器を設置する場合は、より効率の高いものを優先的に調達するという観点から、一定の環境性能を条件として定めています。	2
	・ 成績係数の条件が、非蓄熱式のエアコンディショナーや吸収式冷温水機（二次エネルギー換算した場合）と比較して低すぎる	・ 氷蓄熱式空調機器の判断の基準は、氷蓄熱式空調機器を設置する場合は、より効率の高いものを優先的に調達することを定めるものであり、他の機器と比較したものではありません。判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	4
	・ 蓄熱式よりフロンの直膨でインバータ使用の方が使用電力の削減効果大きい	・ 氷蓄熱式空調機器の判断の基準は、氷蓄熱式空調機器を設置する場合は、より効率の高いものを優先的に調達することを定めるものであり、他の機器と比較したものではありません。判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
ガスヒートポンプ式空気調和機	・ 電気式に比べ、効率が1/3程度と非効率である	・ ガスヒートポンプ式空気調和機の判断の基準は、ガスヒートポンプ式空気調和機を設置する場合は、より効率の高いものを優先的に調達することを定めるものであり、他の機器と比較したものではありません。判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・ 圧縮機の駆動軸が密閉構造を貫通しており、開放型に区分され、冷媒の漏れを前提とした構造であり、温暖化防止の観点から不適切である	・ ガスヒートポンプ式空気調和機の判断の基準は、ガスヒートポンプ式空気調和機を設置する場合は、より効率の高いものを優先的に調達することを定めるものであり、他の機器と比較したものではありません。判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・ 多くの都市ガス会社がCO <sub>2</sub> 削減対策として天然ガス化を行っており、天然ガスとLPガスを区別することが必要	・ ガスヒートポンプ式空気調和機の判断の基準は、機器の環境性能について定めるものであり、ガスの種類を選択するものではありません。	1
	・ 電力会社の全電力対比では、ガスヒートポンプはCO <sub>2</sub> 削減にはならない	・ ガスヒートポンプ式空気調和機の判断の基準は、ガスヒートポンプ式空気調和機を設置する場合は、より効率の高いものを優先的に調達することを定めるものです。判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1

主な意見の概要		考え方	件数
分類	概要		
建設汚泥再生 処理工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生化技術が多数ある中で、高圧プレス処理と流動化処理に限定したのはなぜか。または、これと同等以上の処理方法であれば基準適合と考えてよいのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減効果及び品質確保の確実さが確認できた方法を定めたものです。また、他の方法については、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。</li> </ul>	3
	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設汚泥の性状、性質に見合った処理、再利用方法を適用できるよう、再生処理方法を限定しない方がよいのではないかと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減効果及び品質基準の確実さが確認できた方法を定めたものです。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィルタープレスで処理された残渣物はあくまで建設汚泥であり、それを利用することは廃棄物処理法において不法投棄と解釈されるのではないかと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法規については、当該工法の実施の当然の前提条件として遵守することとなります。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>流動化処理土についても、具体的な品質基準となる数値及び配合割合が明記されていない限り、廃棄物処理法において不法投棄と解釈されるのではないかと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法規については、当該工法の実施の当然の前提条件として遵守することとなります。また、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要があります。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理基準及び施設配置手続きなど廃棄物処理法に従うこと。特に、有償売却できないものを残土として取り扱わないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法規については、当該工法の実施の当然の前提条件として遵守することとなります。なお、現場内での再利用により建設汚泥の発生抑制に資するという環境負荷低減効果に着目して品目選定しており、現場外へ処理土を搬出する場合は当該工法に該当しません。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生する建設汚泥は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月環境庁告示第13号）」の試験を行い、有害物質を含まないものであること。また、固化材などの添加物も無害なものに限ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格堤防への利用等を考慮し、現場内での再生利用に限定しない方がよいのではないかと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場内で再利用する場合の工法について建設汚泥の発生抑制に資するという環境負荷低減効果に着目して品目選定しています。なお、高規格堤防に利用する場合の再生利用認定制度（大臣認定制度）を妨げるものではありません。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>固化材を添加する工法について、流動化処理土に再生する場合に限定せず、盛土等一般的用途への再生に拡大すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減効果及び品質確保の確実さが確認できた方法を定めたものです。また、他の方法については、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。</li> </ul>	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>石膏系中性固化材による粒状固化を追加して欲しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減効果及び品質確保の確実さが確認できた方法を定めたものです。また、他の方法については、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメント系土質改良剤は高アルカリで六価クロム等重金属の拡散の懸念がある、高圧脱水工法は再汚泥化の可能性があるので、現行用いられている再生処理には将来に渡っての二次公害の心配がある。土質改良材については、中性かつ無機、腐食及びバクテリア分解並びに毒性がなくてはならないため、「STエコロ」を推奨する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断の基準は環境負荷低減の観点から定めるものであり、関係法規については、当該工法の実施の当然の前提条件として遵守することとなります。なお、個別の提案については、その検討結果および理由等を、別途お知らせします。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>提案している「オデッサシステム工法」は、基準に適合する建設汚泥再生処理工法に該当するか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の提案については、その検討結果および理由等を、別途お知らせします。</li> </ul>	1	
コンクリート 塊再生処理工 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場内で発生した解体コンクリートを破碎後その全量を骨材として利用する現場再生コンクリートも含むべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート塊の発生する現場において、現場内再利用を目的としてコンクリート塊をコンクリート又は骨材へ再生化する工法であって、建設廃棄物の発生抑制に資するものであれば、当該工法に該当します。ただし、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要があります。</li> </ul>	1

主な意見の概要		考え方	件数
分類	概要		
路上再生路盤工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去したアスコン層を仕上がり高さ制限の理由で再生路盤材として使用しない場合についても対象となるよう、また、D交通まで対象とすることを可能とするよう、判断の基準を以下のとおり変更することを提案する <ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装材を粉砕・混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であって、建設副産物の発生抑制に資するものであること。対象とする舗装計画交通量は、安定処理材によって、0～1000台/日・方向未満までと0～3000台/日・方向</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上再生路盤工法には、仕上がり高さの調整のための一部のアスコン層の撤去も含まれています。また、判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。</li> </ul>	1
伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目名を「伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法」から「伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法」に変更すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。</li> </ul>	5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採材があまり発生しない施工現場もあるため、間伐材や枝打ちで発生した木材なども加え、「伐採材」を「低位利用木材」に変更してはどうか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場内での再利用により建設副産物の発生抑制に資するという環境負荷低減効果に着目して品目選定しています。</li> </ul>	6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採材及び建設発生土に、刈草の活用を加えるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刈草は伐採材に含まれます。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場発生材の加工が困難であったり、不適切なために植物が生育しなかったり、現場外から資材を持ち込んだ方が環境負荷が少ない場合がある。よって、環境負荷の少ない資材を用いること、環境負荷低減効果が持続することを判断の基準に追加すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の状況に応じ、特定調達品目に限らず、より環境負荷低減に資する資材や工法の採択を妨げるものではありません。また、当該工法は、現場内での再利用により建設副産物の発生抑制に資するという環境負荷低減効果に着目して品目選定しています。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に負荷を与えず（重金属等の溶出がないなど）、植物の生育を阻害しない資材を使用していることを条件とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。</li> </ul>	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的にグリーン調達品目を使用していることを条件とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。</li> </ul>	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然回復を促す生育基盤であることを条件とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成した生育基盤が長期間安定していることを条件とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです。</li> </ul>	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の浸食防止効果を有していることを条件とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能（緑化効果・植生効果）の基準を明確にすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採材及び建設発生土が活用できるのは法面に限らないため、「法面緑化工法」を「地域緑化工法」に変更すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご提案をもとに、法面における環境負荷低減工法として検討してきたものであり、他の施工箇所での工法については、別途各施工箇所に関するご提案をもとに検討する必要があると考えています。</li> </ul>	1	

主な意見の概要		考え方	件数
分類	概要		
透水性舗装	・ 素材もリサイクルされたものとした方がよいのではないか	・ 判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	2
	・ 透水性 $1.0 \times 10^{-2}$ cm/sec以上を基準とすべき	・ 品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです。なお、浸透水量に関しては、舗装の構造に関する技術基準において定められています。	1
	・ 保水性舗装との併用により、ヒートアイランド現象を緩和することが可能である	・ 判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・ 一時的に溜池の替わりとなり排水設備への負担を軽減すること、気化熱によるヒートアイランド現象を緩和することより、保水性と透水性を併せ持つ舗装が必要ではないか	・ 判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとする。	1
	・ 透水性レンガは、透水性舗装を満足させる表層部の資材として使用できるものと判断する	・ 判断の基準は、雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であることと定義するものであり、使用する個々の資材について規定するものではないため、適否が判断できるものではありません。	1
屋上緑化	・ 判断の基準に、都市環境改善効果が長期にわたり持続するものであることを、また、配慮事項に、資材、植物いずれも排水孔の目詰まりを軽減させるものであること、飛散により他の建築物等に悪影響を及ぼさないものであることを追加すべき	・ 判断の基準において、「植物の健全な生育及び生育基盤を有するもの」と規定しており、ご意見の主旨は含まれていると判断します。また、判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・ 使用する資材や土壌について、以下の条件を追加してはどうか ・ 建築物への負荷が少ない ・ 生産、採取時に環境破壊を伴わない資材、土壌である ・ リサイクル素材を利用したものである ・ 使用後、リユース又はリサイクルが可能である	・ 判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	2
	・ 建設廃棄物等を利用した安価な屋上緑化資材が注目されていること、薄層屋上緑化がヒートアイランド現象緩和等の効果が薄いことがわかっていることより、判断の基準等を以下のとおり変更してはどうか 【判断の基準】 ・ 建物の屋上等を緑化することにより、都市のヒートアイランド現象の緩和や省エネ効果等、都市環境改善効果において顕著な機能を有するものであること ・ 建設廃棄物や農業廃棄物をリサイクルした素材を植栽基盤に使われていること 【配慮事項】	・ 判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・ 廃棄物を利用した土壌を使用する場合は、重金属等の有害物質が溶出しないか確認することが必要である	・ 判断の基準は、環境負荷低減の観点から満たすべき要件を定めるものであり、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです。	1
	・ 薄層屋上緑化のようにヒートアイランド現象緩和等の効果が薄いものもあるため、緑化の質の線引きが必要ではないか	・ 判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・ 植物の生育基盤の確立をはじめ、いかに維持管理をするかが大切である。四季折々に対応する植物の選択、気候風土（特に台風、梅雨等）にも対応できるシステムの確立を目指すべき	・ 判断の基準等において、「屋上緑化に適した植物を使用するものであること」と規定しており、ご意見の主旨は含まれていると判断します。	1
	・ 保水性レンガは、植物の育成基盤やヒートアイランド現象の緩和等を満足する材料として使用できるものと判断する	・ 判断の基準等は、環境負荷低減効果を確保するために当該目的物（屋上緑化）が満たすべき要件を規定するものであり、使用する個々の資材について規定するものではないため、適否が判断できるものではありません。	1
	パーク堆肥	・ 水分60%以下を $60 \pm 5\%$ に改定されたい	ご意見を考慮し、「水分60%以下」を「水分55～65%」と変更します。

主な意見の概要		考え方	件数
分類	概要		
間伐材	・ 間伐材の利用が消去されているのはおかしい	・ パブリックコメントでは、追加、変更箇所のみを掲載しており、小径丸太材における間伐材利用等の基準については変更はありません。	1
品目の追加等に対する賛同意見		-	90

## 2. 品目の追加に関する意見

主な意見の概要		考え方	件数
今回の追加品目がない品目の追加に関する意見		・ 既にご提案いただいているものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」「既に十分に普及しているもの」を除き、継続的に検討を行うこととします。また、ご提案いただけないものについては、次回以降の提案募集に当たり、あらためて提案資料を提出いただく必要があります	44

## 3. その他の意見

主な意見の概要		考え方	件数
分類	概要		
品目選定の考え方に関する意見	・ 「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」を対象外とすることは不適切である	・ 基本方針は、法6条に定めるとおり国及び独立行政法人等における環境物品の調達を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので	1
公共工事の品目選定の考え方に関する意見	・ グループ の「JIS、JAS等の公的基準を満足又は準拠していないなど、「品質確保」について不確実性が残るもの」とあるが、どのような条件を満足すれば、条件を満足することになるのか	・ 事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることが条件となります。また、個別の提案については、その検討結果および理由等を、別途お知らせしま	1
基準設定に関する意見	・ 家電製品やOA機器について、省エネのみでなく、3R（リデュース、リユース、リサイクル）についても推進すべき	・ 製品の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
情報提供に関する意見		-	1